

貨幣の適正な在り方とは何か

—コモンズ派貨幣制度説に学ぶ—*

坂口 明義**

〈要約〉

本稿では、アグリエッタ＝ヴァッラ『貨幣の将来』（2021年）第1章の議論を中心に、「貨幣の適正な在り方」を考えるための材料を撰取しようとした。レギュラシオン派の貨幣論は、貨幣の「機能」ではなく貨幣の「目的」「使用」を語り、政治主権に従属した組織化を研究対象とする点で、コモンズ『制度経済学』1927-29年草稿と共通であり、「コモンズ派貨幣制度説」と呼んでよい（以上Ⅰ）。アグリエッタらは、貨幣の目的を、社会の3つの多次元的目的（保障・公正・成長）の実現度合いに示される「社会的凝集性」に求める。この目的のための社会的手段である統合的計算単位と最終的支払手段を提供する貨幣制度（支払システムという公共財）が安定的に維持されている状態をもって、「貨幣の適正な在り方」の基準とすることができる（以上Ⅱ）。資本主義社会における貨幣は、計算単位・支払手段であるだけでなく価値準備（流動性）でもある。貨幣＝流動性が含意する「貨幣の両義性」によって生み出される金融市場のモメンタムさらには金融の循環というリスクから支払システムを守ることもまた、「貨幣の適正な在り方」には含まれる。そこで、支払システムの諸ルールへの遵守に関する3つの信頼（方法的、ヒエラルキー的、倫理的）を安定させるための、通貨当局（中央銀行、国家）の介入が求められる。この構図の中で、多次元的な諸目的がその都度の政治的な裁定を伴いながら追求されていき、その絶えざる調整のプロセスが「社会的凝集性」をもたらすことになるが、この点の究明は今後の課題である（以上Ⅲ）。

JEL 区分：B52, E42, E58

キーワード：J.R.コモンズ、レギュラシオン理論、貨幣論

*本稿は、進化経済学会第27回東京大会（2023年3月19日、立教大学）において口頭発表した同タイトルの報告予稿を加筆・修正したものである。コメントをいただいた北川亘太氏、中原隆幸氏をはじめとする参加者の方々には、この場を借りてお礼申し上げたい。なお、本論文はJSPS科研費JP21K01418（研究課題「J.R.コモンズの適正価値論の現代的再評価」）による研究成果の一部である。

**専修大学経済学部教授

はじめに

自律的諸個人が適正な (reasonable) 経済的諸関係の構築を目的として協力していく、というのがコモンズの理想とする経済社会の姿であるだろう (Commons 1934)。本稿では、こうしたコモンズの志向に共感する立場から、現代社会に対応した貨幣使用の在り方について考えるための基準となる概念を整理してみたい。

コモンズ『制度経済学』(Commons 1934)では企業というゴーイングコンサーンを構成する諸取引について適正さ (reasonableness) の基準が考察され、財産 (有形, 無形, 無体) に関する多次的な適正価値の概念が提示された¹⁾。これに準ずる形で、貨幣制度というゴーイングコンサーンの下で行われる貨幣の発行と使用がどのようなものであれば適正と言えるのか、を考えることができるのではないかと。このようなアイデアから、貨幣の社会的使用に関してどのような在り方が適正と言えるかを考察してみたい。

本稿では、レギュレーション派の貨幣制度説に基づくアグリエッタ=ヴァッラ『貨幣の将来』(Aglietta et Valla 2021) 第1章の議論を紹介しながら、「貨幣の適正な在り方」を考察していく。レギュレーション派のテレが自身の立場をコモンズ派レギュラシオニストと呼んでおり、そのテレは、アグリエッタとオルレアンを中心とする共同研究『貨幣主権論』(Aglietta et Orléan 1998)に参加し、その理論的諸見解を受け継いで自己の貨幣制度説としている。本稿では、このような経緯と実際の論述内容から見て、『貨幣の将来』で提示されている貨幣論もコモンズ派貨幣制度説²⁾の流れに立つものと見なしている。

本稿の構成は以下の通り。Iでは、『貨幣の将来』の議論を「貨幣の適正な在り方」を示したものと見なすにあたって、貨幣の「機能」ではなく貨幣の「目的」「使用」を重視する点でコモンズ (特に『制度経済学』1927-29年草稿) と『貨幣の将来』が共通であることを示す。IIでは、『貨幣の将来』における貨幣制度ないし支払システムの問題を検討し、それが「貨幣を使用する社会」の目的に対応する「貨幣の適正な在り方」を示していることを論じる。IIIでは、貨幣使用者と中央銀行との相互作用の「適正な在り方」を示したものとして、『貨幣の将来』の貨幣信頼 (3つの信頼) 論を紹介する。最後にIVで、『貨幣の将来』で提示されている「貨幣の適正な在り方」について要約を行う³⁾。

1) 関連する諸概念の優れた整理として、宮本 1991, p.131-146参照。

2) コモンズ派貨幣制度説の特徴として2点挙げておきたい。第一は、支払手段貨幣の重視 (貨幣の法的理論) である。コモンズはクナップに従い、「解消不可能な債務」から「解消可能な債務」への移行についての歴史的研究を重視した。第二は、ゴーイングコンサーンとしての貨幣制度の動態を重視することである。テレは「貨幣の総称的属性」として、支払共同体と計算共同体の矛盾を通貨創出 (モネヤージュ) の制度が調整するという貨幣の存在様態を提示し、貨幣創出の制度はゴーイングコンサーンであるとした (テレ 2021, p.24参照)。これらに加えて本稿は、コモンズの「適正さ」の概念を貨幣制度の動態に関して見いだそうとするものである。

3) 本稿の基になった進化経済学会の報告においては、貨幣の再生産および貨幣社会の再生産の構図 (坂口 2022, テレ 2021) を念頭に置き、以下3つの問題文脈に関して「貨幣の適正な在り方とは何か」を考察することを予定していた。1) 貨幣以前の対立状態と貨幣生成による解決, 2) 原型的制度としての貨幣と倫理的信頼, 3) 政治主権に従属した貨幣におけるヒエラルキー的信頼と倫理的信頼。しかし上の報告では、このうち3)しか扱えなかった。他の論点については別の機会に論じたい。

I. 貨幣の目的について

(1) コモンズにおける貨幣の目的

最初に、貨幣の「目的」についてのコモンズの議論を見ておきたい。『制度経済学』の1927-29年草稿（「適正価値について」）の第XI章「将来性と財産」に「5. 貨幣の目的 (purpose)」と題する一節⁴⁾が設けられている（Commons 1927-29, p. 547-576；第XI章に付されているページ数では p. 71-99であり、以下ではこちらを用いる）。彼はその中で、シジウィックが預金や手形を貨幣に含めるために、交換や流通を「手から手へ」ではなく「所有者から所有者へ」という観念で捉えようとしていたことを評価する一方、貨幣の「諸機能 (functions)」という物理学的・隠喩的な表現を用いている点を批判している⁵⁾：

「それから続けてシジウィックは、マクラウドと同様に、貨幣の物理的、経済的または倫理的な目的よりもむしろ、貨幣の技術的・法的目的と言えるものを論じている。彼は、経済学者の慣習 (practice) に従い、貨幣の『諸機能』の名の下に議論を行っている。しかし『機能』の語は物理学、生理学、および数学からとられたものであり、人間意志の科学には適さない隠喩を与えるものである、と見なければならぬ。真に類比的な用語は目的 (purpose) である。『諸機能』について語るとき、メカニズム・有機体と、ゴーイングコンサーンとは区別されない。経済学でいう『機能』はすべて、1つの目的である。というのもそれは、目的をもつ人間同士の取引過程の中で生じるものだからである。したがって、取引とゴーイングコンサーンの経済学は『機能的』経済学ではなく、『目的経済学』である。……隠喩的な用語である『機能』や『機能的』に出会ったら、必ず、目的または合目的 (purposeful) を意味すると理解すべきである。この点は、われわれが次にシジウィックの貨幣の『機能』を分析するときに重要である。彼のいう貨幣の『本質的かつ基本的機能』は、取引において貨幣を必要とする人々の本質的かつ基本的な目的である。省略したいとき、われわれは貨幣の目的という。省略せずにいえば、それは貨幣を使用する人々の目的のことである。以上を念頭に置きつつわれわれは、シジウィックの貨幣の『諸機能』に取りかかる」（Commons 1927-29, p. 74-75；下線引用者）。

では「貨幣の目的」とはどのようなものか。コモンズは「世界支払共同体」が制限的因子と補完的因子の原理に基づいて作動することを説明した後、4つの目的を挙げている：

「制限および補完因子はまた、以下のような、4種類に区別できる貨幣の目的の相互的・機能的な相互作用からなっている。〔①〕商品の生産・輸送・配送を容易化するという技術的または物理的目的；〔②〕商品とサービスの所有権を媒介して諸人格の行動に対する法的コントロールの移転を容易にするという技術的・法的目的；〔③〕あらゆる種類の財産——商品とサー

4) 『制度経済学』第9章「将来性」第1節「債務の譲渡性」4「有体、無体、無形財産」(11)「債務諸市場の分離」a. 「貨幣と資本」の一部 (Commons 1934, p. 288-298) に対応する草稿。コモンズの貨幣制度説には、マクラウド、クナップ、ホートレーの3人の説が組み込まれている (柴田 2021, p. 152-154) とされるが、コモンズは、マクラウドの欠陥をクナップ以前に是正した経済学者としてシジウィックを高く評価している。この草稿でコモンズは、シジウィック『経済学原理』を批判的に検討する形で自説を展開している。コモンズのシジウィック解釈の適否については本稿では立ち入らない。

5) テレが「貨幣の諸機能についてではなく、貨幣の諸使用について語らなければならない」としているのは、これと軌を一にしている (テレ 2021, p. 23)。

ビスという有形財産であれ、種々様々な債務および利潤期待という無形財産であれ——の価格の規定・尺度を容易にするという経済的目的；そして〔④〕適正価値 (Reasonable Value) として要約される倫理的目的」(*ibid.*, p. 90；〔……〕は引用者補足)。

①～③は、貨幣使用者である民間主体から見ての「貨幣の目的」、いわば個人的目的である。取引やゴーイングコンサーンにおいて民間経済主体が追求する個人的目的には手段的目的と最終的目的があり、諸主体の「最終的目的間の相反から倫理が生じてくる」(*ibid.*, p. 96)。「経済倫理は、慣例や慣習によって将来へと投射される、経済的コンフリクトの解決時に得られ蓄積された共同経験にほかならない」(*ibid.*)。この倫理は客観的なものであり、科学的研究の対象となるというのがコモنزの理解である。「適正価値」に要約される④の倫理的目的は、①～③とは異なる次元の「貨幣の目的」であると言える。本稿の関心である貨幣の適正さの基準を与えるのは④ということになる。

④の中身としてコモنزは自由 (Liberty)、保障 (Security)、適正価値 (Reasonable Value) を挙げている。まずここで自由とは、一般的な支払手段 (通貨) の支払いによる関係切断⁶⁾がもたらす自由のことであり、封建主義から資本主義への移行に際して重要な役割を果たしたものである。「貨幣の最高の倫理的目的」が自由であることは、「すべての人が貨幣を得ようとして闘争するときの熱意、および貨幣の保有によって彼らが置かれる有利な位置、さらには闘争から生じる争議についての法的判決」(*ibid.*, p. 97) からわかるという。貨幣がもたらす自由については以下のように述べられている：

「資本主義は、地主や監視人の指揮下で行われる直接的な用役を、貨幣で尺度される賃金および物価で代替することによって、封建主義から進化した。現物支給や雇用者邸宅への『住み込み』の代わりに、貨幣で支払われれば、労働者たちは雇用者による強制を免れる。その他同様の問題に関しても様々に解決がなされる。貨幣は『人格的ネクサス (personal nexus)』を『現金のネクサス (cash nexus)』で代替することからカーライルによって非難されたが、自由を与えるのはまさにこの現金ネクサスである。カーライルは、労働者たちを効率的に『組織化する』優れた雇用者の人格的ネクサスを評価したが、自由はそれほど評価しなかった。しかし貨幣は、人類によって発見された最も効率的な人間の自由のための手段であり、そして、経済的自由を求めるあらゆる闘争において最も普遍的に見られるのは、必ずしも『貨幣愛』ではなく、おそらく貨幣制度を手に入れようとする闘争であった」(*ibid.*, p. 97-98；傍点は原文大文字、以下同様)。

次に保障とは、価値標準の安定性の保障ということであり、これは経済的自由を求める闘争 (上記) の前提となるとされる：

「明らかにこの闘争は、変更不可能な重量と尺度 (measures) の予め確立された制度がなければ、実りないものである。イングランドでは貨幣重量の安定性は1689年革命……の後になって

6) このような貨幣の機能を、「解消不可能な債務」から「解消可能な債務」への移行と表裏一体ととらえるのがコモنزの貨幣制度説である (本稿注1、坂口 2020, p. 60を参照)。「解消不可能な債務」は歴史の中で徐々に後退してきたが、近代社会になっても消滅するものではなく、特に徴税-政府支出による国家-市民間の財政的循環において残存する。この点を際立たせたのがアグリエッタ=オルレアンらの「生の債務」仮説 (Aglietta et Orléan 1998) である。近年この仮説は「本源的債務論」と呼ばれ、財政的循環に貨幣機能の基礎を見いだす MMT (現代貨幣理論) との関連で注目され、その意義と理論的問題点が議論されている (詳しくは島倉 2022, 第2章, 山本 2022参照)。

ようやく確立された。しかし貨幣重量の安定性は、もう一方の尺度——貨幣と交換されるサービスと商品はこれを用いて測定される——の安定性と切り離せない。すべての取引における測定の倫理的目的は、上位者による裁量の介入に抗して諸期待を保障することであり、自由および保障は尺度と不可分と言える」(ibid., p. 98)。

自由と保障は基本的な倫理的目的であり、適正価値は「その他の目的」の1つとされる。「その他の目的」としては、①「スコットランドの繁栄といった、マクラウドが銀行券に帰した結果」、②貨幣の重量の安定性という目的に加えてその拡張として「貨幣の購買力の安定性を獲得しようとする努力」、③「裁判所が扱う経済問題であり、貨幣の技術的・法的・経済的目的すべての倫理的総括であるところの、意志的な買い手と売り手の取引における適正価値を確認すること」があるという(ibid.)。

ここでの「その他の目的」は、次に紹介するアグリエッタ=ヴァッラの成長(①)、安定(②)、公正(③)に対応している。コモンズとアグリエッタ=ヴァッラのどちらも、貨幣の目的は多元的であると見ている⁷⁾。ただし、アグリエッタ=ヴァッラが単純に①~③をもって貨幣の目的(厳密には、貨幣を使用する社会の目的)と見なすのに対して、コモンズは④の「自由」「保障」を主な倫理的目的と見なしているようである。その場合、「自由」「保障」は厳密には「支払共同体をコントロールする支配者」が「自由」「保障」と見なすものとされ、「その他の目的」はこうした支配者自身と他の人々(労働者など)が「適正価値」と見なすものだとしている(ibid., p. 99)。これは、「自由」「保障」が、支配者より上位の存在(封建的な上位者)からの自由と保障として考えられていたためであろう。勤労者の統合が進んだ資本主義社会を念頭におくアグリエッタ=ヴァッラにおいては、コモンズの「その他の目的」が主要な目的になっている。

(2) アグリエッタ=ヴァッラにおける貨幣の目的

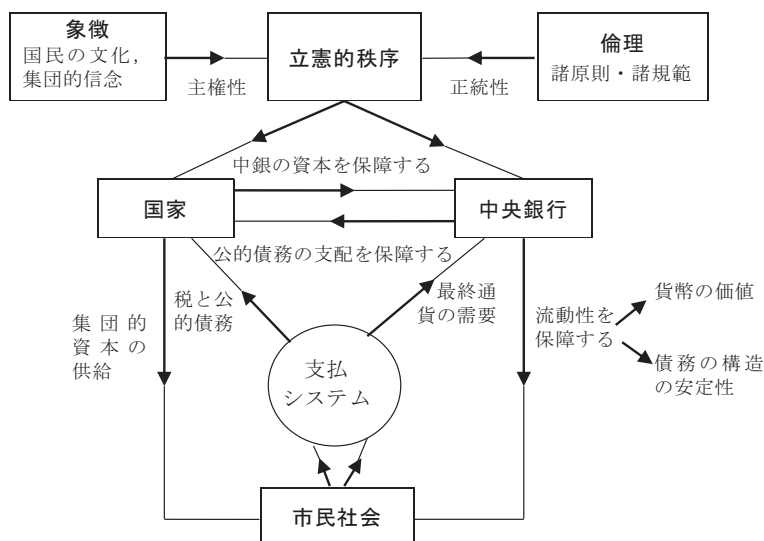
アグリエッタ=ヴァッラは、現代社会(賃金労働者の統合、債務の商業的循環と財政的循環の一体化、中央銀行と政府の同盟等を特色とする)における貨幣の目的——貨幣を使用する社会の目的——を次のように説明している：

「貨幣的秩序と政治的秩序——市場交換(échange marchand)⁸⁾の諸主体による通貨諸ルールの受け入れと市民による法への合意——とは、社会的凝集性という同じ目的に与している。〔考察の〕この段階ではまだ恣意的であるが、現代世界においては社会的凝集性の強さの大小は、貨幣制度と政治的権威が追求する3つの目的——安定(stabilité)、公正(équité)、成長(croissance)——の実現度合いに依存する、という仮説を立てたい。3つの目的を実現するには、共同的諸実体(entités collectives)が、自らを包摂する単一の主権原理の庇護の下に、協力す

7) 宇仁によれば、草稿執筆の頃のコモンズは、「多元性の事実」を前提として適正な合意形成プロセスの在り方を追求していた。しかし「適正価値を次元の数量として確定する評価法を定式化する試みが、限界に」(宇仁 2022, p. 90) ぶつかっていた。『制度経済学』において困難が打破されたのは、適正さの「認識的アスペクト」を重視することを通じてであったとされる(ibid., p. 92-93)。本稿は、既存の「主権の原理」の下で貨幣の適正な在り方を考察しているため、2つの共同体(計算・支払)における適正な合意形成プロセスいかにについては論じていない。この点は残された課題である。

8) 「商品交換」という訳語も考えられるが、敢えて「市場交換」と訳してある。近代的な交換ないし市場における交換を、贈与と反対贈与から帰結する事実上の交換である「贈与交換」ないし「原始的交換」と区別するためにこう呼ぶことがある。

図1：立憲的秩序における貨幣



出所：Aglietta 2016, chapitre 2, p.91 (Aglietta et Valla 2021, p.34に再掲)。

べきである——立憲的 (*constitutionnel*) 秩序——」(Aglietta et Valla 2021, p. 32-33)。

立憲的秩序を構成する政治的秩序と貨幣的秩序との間で諸関係がどのように組織化されているかを表したのが、図1である。安定・公正・成長は右上の「倫理」を構成しており、国家と中央銀行はこれらの多元的な諸価値の実現に努めることで、社会的凝集性という共通目的の達成に寄与しようとする。アグリエッタ＝ヴァッラ『貨幣の将来』(Aglietta et Valla 2021) 第1章「社会的紐帯の核をなす貨幣」では、貨幣の目的の確認から出発して、貨幣的な社会的凝集性（「貨幣が社会を作る」）とそこでの信頼の重要性を説明した上で、金融的循環（特に金融危機）の中での貨幣の信頼について分析している。貨幣の信頼が安定し、その下で一定の安定・公正・成長が実現され、ひいては社会的凝集性が確保されている状態は、貨幣の適正な在り方を表すものと考えられる。

次節で『貨幣の将来』第1章の議論を詳しく紹介するが、その前に図1についての説明を少し見とおきたい。まず「象徴」「立憲的秩序」「倫理」に関連して「主権の原理」についての説明がある：「立憲的秩序は、同じ共同体の諸成員を同じ国民の諸市民として相互認知するようにさせる諸価値 (*valeurs*) を組み込み、公式化 (*formaliser*) している。立憲的秩序を育むのは種々の象徴 (*symboles*)、つまり、画像・祝賀・記念祭の中で、より一般的には人間経験の諸構造（言語、宗教、政治、神話、芸術、権利、政治的・法的諸制度、等）の中で、国民文化と呼ばれる帰属様式を現実化する (*actualiser*) 諸象徴である。国民文化は歴史の中に深く根を下ろしている。憲法は、こうした共同的諸価値の集積体 (*réservoir*) を、それらを確立させた国民の成員である諸市民が受け入れる諸原則・諸規範へと公式化したものである。以上が主権の原理である」(*ibid.*, p. 33)。

これによれば、「安定・公正・成長」という倫理（諸原則・諸規範）は、国民的諸価値の公式化として「主権の原理」の一部をなすことになる。本稿では、『貨幣の将来』においては、「貨幣の適正な在り方」が、こうした「主権の原理」に適合した貨幣の在り方として示されているものと捉え

たい。図1に即して言えば、「貨幣の適正な在り方」は、「主権の原理」に対応した中央銀行・支払システム・市民社会の在り方として示される。そこで次に主権に関与する公的機関としての中央銀行についての説明を見ておきたい：

「この機関〔中央銀行〕は元々、主権通貨の——それゆえそれに伴うレジームと秩序の——排他的な執行者となるために、創設された。立憲的秩序は、公的権力としての国家の権威と、主権に関与する公的機関としての中央銀行の地位を創り出す。中央銀行の債務（*dette*）は、満場一致で受け入れられる上位流動性になる——正統的に——ことができる。中央銀行は専ら主権の原理に従属するので、たとえ公的諸権力の組織化の中で中央銀行の法的独立性が保障される場合であっても、国家と中央銀行の間には諸紐帯（*liens*）が組織化される。中央銀行の任務は、国家が責任をもつ国民（*nation*）の諸目的（*finalites*）のうちに包摂されている。国家は中央銀行の資本を保障し、中央銀行は垂直的債務（*dette verticale*）——集团的富の対価——である公債〔公的債務〕の優位性を保障する。したがって、流動性の逼迫した（*obnubilé*）金融市場が多様な債務種類に対して差異ある評価を生み出せなくなるストレス状況にあっては、公債を市場の外に置くよう中央銀行を促すことには正統性がある⁹⁾。国家破産がない主権的国民においては、公債は不履行を免れている。これは、国家と中央銀行とが全体として、主権を保障する法的秩序の合法性の範囲内で、公債を貨幣化する（*monétiser*）最終的能力を有しているからである」（*ibid.*, p. 33-34）。

最後に、公債はどういう意味で支払システムの要なのか、そのことを考慮するとき貨幣の信頼はどう定式化されるのかを見ておきたい：

「富を生み出す集团的資本——すなわち公的財・サービス——を供給することによって、時間の流れの中で国民の凝集性を保障しているのが、国家である。公債は税フローによって〔返済約束が〕守られるが、その〔税の〕正統性はまた共同財（*bien commun*）の認知に基づいている。国家破産がない国民においては、公債は世代間移転の結果としてある。国家は公共財を生産するために借金を行う決意をするが、これは、繰り延べられた税によってそれ〔公共財〕をファイナンスする決意にほかならない」（*ibid.*, p. 35）。

公債は税収が担保となり、なおかつ中央銀行が金融市場における優位性を保障している（1つ前の引用を参照）ので、最終流動性（中央銀行債務）への確実なアクセスが提供されることになる：

「こういうわけで、決済残高が（時間的に）繰り延べられるとき、公債は、最終的流動性への最も確実なアクセス様式を提供する限りで、支払システムの要となる」（*ibid.*）。

後述のように、信用発行通貨（*fiduciary money*）は「支払システム」として理論化され、信用発行通貨を使用する市場経済の運動は支払マトリクスによって表現される。

以上を踏まえて、レギュレーション派貨幣論の柱の1つである貨幣の信頼¹⁰⁾について、次のように要約的説明が与えられる。

「貨幣への——転じて金融への——倫理的信頼は、立憲的秩序が授ける中央銀行の正統性から帰結する。支払システムの軸であるヒエラルキーの信頼は、国家-中央銀行間に組織された紐帯によって強化される。紐帯が存在することは、安定・公正・成長の共通目的から明らかである。この制度的台座（*socle*）が——しかもこれのみが——、金融内部の方法的信頼に基礎を

9) ここで述べられているのは、いわゆる財政ファイナンスが正統化されるとき基準である。

10) テレ 2021では貨幣論の3つの柱は債務・主権・信頼とされる（坂口 2022, p. 152-155も参照）。

与える」(ibid.)。

II. アグリエッタ＝ヴァッラによる貨幣制度の説明

(1) 貨幣と社会（ないし社会的凝集性）

テレ『社会的事実としての貨幣』（テレ 2021）では、「生の債務」仮説から話が始まるので、貨幣論の3本の柱を債務→主権→信頼の順で説明している箇所が多いが、アグリエッタ＝ヴァッラ『貨幣の将来』第1章では、最終的に貨幣の信頼に対する金融市場の動態の影響を示そうということで、説明はおおよそ主権→信頼→債務の順となっている。

「主権の原理」である立憲的秩序の下で、中央銀行は国家と共通の目的である社会的凝集性を追求する。国家は、徴税→政府支出の安定的循環の中で集团的資本（集团的な生の諸条件）を提供することを通じて社会的凝集性を追求する。これに対して中央銀行は、安定的な支払システムを維持することを通じて社会的凝集性を追求する。そこでまず説明しておくべきは、貨幣の計算単位と支払手段の両機能がどのようにして「社会を作る」かである。「市場交換の実現における貨幣の中軸的役割」(Aglietta et Valla 2021, p.36) とはいかなるものか。その後、(2)で貨幣の制度的性質と貨幣制度の中身（支払システムの諸ルール）について、(3)で信用発行貨幣の下での債務を通じた社会的紐帯（金融的紐帯）について説明していくことにする。

まず、貨幣支払いの社会的機能を説明する前に、その前提となる計算単位としての貨幣の確立について説明しておく必要がある。「制度としての貨幣」は計算単位機能から説明される¹¹⁾。アグリエッタ＝オルレアン『貨幣の暴力』(Aglietta et Orléan 1984)では、ジラール理論を応用して、言語以前の設定の下で、供犠原理（による差異創出）と模倣欲望から貨幣生成が説明されており、わが国ではこの議論がレギュレーション派の貨幣論としてよく知られている。そこでは、模倣暴力の一点集中による貨幣の生成が、諸個人の存在欲望を満たす対象の生成であることから、貨幣が社会関係を生み出す根底的な制度であることが説明されていた。しかしその後『貨幣主権論』(Aglietta et Orléan 1998)の学際的共同研究により、太古の時代から人間社会には貨幣が存在してきた事実が重視されるようになった。『貨幣：暴力と信頼の間』(Aglietta et Orléan 2002)では、供犠原理を経ずとも人間は最初から「差異発見の認知資源」をもっており、多様な形で貨幣を社会関係に組み込むことができてきた、したがって貨幣には多様な起源がある、とされるようになった¹²⁾。しかしレギュレーション派においてジラール理論が軽視されるようになったわけではない。ジラール理論を貨幣生成論に応用しなくなっただけであり、安定的な計算単位が失われる通貨危機時に模倣暴力が支配的となることは重視されている。ジラール理論は、貨幣の相対的安定と危機の論理として利用されるようになったのである。『貨幣の将来』では、このようなジラール理論の応用は貨幣の「精神分析」と呼ばれている。

いずれにしても『貨幣の将来』では、貨幣生成論ではなく、計算単位機能の社会的役割についての考察から「制度としての貨幣」の概念を説明している。「精神分析から計算単位へ」(Aglietta et

11) ルーマンはコミュニケーション媒体（メディア）を「ことば（言語）」と「象徴的に一般化した媒体」（権力、真理性、貨幣等）に分け、前者を後者の基礎をなすものとしている（春日 2003, 第1・2章参照）。この関係と同じものが、貨幣の計算単位機能と支払手段機能との間にも見いだされるのである。

12) 解説として坂口 2003参照。

Valla 2021, p. 37) 進んでいく必要があるのである：

「次に貨幣を言語に、数の言語に関連づけねばならない。これ〔数の言語〕は、他者の諸欲望の対抗性 (rivalité) が全面化している諸社会において最も基本的な紐帯である。言語は、他人に対して意味を与えるものである。貨幣は、独占欲望が支配するいわゆる市場社会における優越的言語である。というのも貨幣は経済諸関係を支配するからである。このことは、特定の言語、『価値』と呼ばれる数の言語の存在を明示している。数の言語の組織化、それゆえ価値の空間の制定は、計算単位の名称を軸として行われる。これは経済的なものと政治的なものとの最も基本的な関係である。そういうわけでわれわれは、計算単位の統合性 (intégrité) を維持するための主権的行為の利用を金融政策と呼んでいる」(ibid.)。

貨幣の主権から出発する以上当然のことだが、ここでは、個人の主権性を前提とする自然主義的な実体価値論は排され、貨幣的・社会的な関係価値論がとられている。「数の言語」である計算単位が価値伝達の社会空間を作り上げるというのである。これを踏まえて、今度は支払いが、交換における価値の実現、価値の社会的承認として意味づけられていく：

「貨幣の言語が実践使用される日常的関係は、交換において財の価値を実現する支払いである。意味を創造するのが成句であると同様、他人のために価値を創造し実現するのは支払いにほかならない。貨幣と商品との関係は、シニフィアンとシニフィエとの関係と同値である。貨幣は、商品の価値のシニフィアンとして、量的に比較可能な諸財を同一の単位をもって指し示すことを可能にする等価性を確立する。支払いと呼ばれる社会的紐帯を通じて、経済諸関係の次元における社会(貨幣保有者の集合)は、われわれの活動によって社会にもたらしたと〔社会が〕判断するものを、われわれ各人に取り戻させるのだと言える。ここで言いたいのは、支払いが法定相場をもつ貨幣で遂行される場合、支払い時に判定を下す (rend justice) のは社会だということである」(ibid., p. 37-38)。

(2) 貨幣制度：支払システムの諸ルール

貨幣の社会的目的に関する以上のような理解を踏まえて、アグリエッタ＝ヴァッラは貨幣制度の説明を行っている。ここでの「貨幣制度」はテレの「貨幣の総称的属性」論におけるものとほぼ同じであり、複数の支払手段と単一の計算単位との矛盾を調停する諸ルール（およびその執行のための諸機関）というほどの意味である。貨幣制度の内容とその社会的機能は次のように説明される：

「書かれた形態における言語は人格に属さない。これは、社会の主権的権力によって、すなわち、主権が言語的な諸原則及び諸規範の練り上げと保存を委任した諸機関によって妥当化され (validé) 正統化された諸ルールの体系である。同様に支払システムは人格に帰属しない。これは諸ルールの体系〔システム〕である：計算単位(価値測定単位)の制度、支払諸手段の発行、支払いの最終性 (finalité) ——すなわち価値——を実現するための取引を通じて生み出された債務の相殺・決済〔清算〕。支払いが最終的 (final) であるとき、社会は諸活動の共同での遂行に判定を下したことになる。貨幣が社会を作る (la monnaie fait société) のはこのようにしてである」(ibid., p. 38-39; 下線引用者)。

現代の信用発行通貨においては、種々の債務が支払手段機能を果たす。この場合、貨幣が社会的紐帯としての役割を果たすには、最終性(ファイナリティは日本語ではしばしば「決済完了性」と言い換えられる)をルールとして定めなければならないというのである。ところが最終性の在り方は、技術的・慣習的理由による支払手段の形態変化によって異なりを見せる：

「貨幣が1交換者から他交換者に移転される時、直接に価値をもつ手段——すなわち集権的機関によって直接発行される支払手段（計算単位の定義に用いられる最終的支払手段）——を用いて実行されるのでなければ、支払いは最終的ではない。……／支払手段が集権的通貨と異なる支払形態（例えば銀行の小切手やデビットカード）で発行されるならば、支払いは最終的ではない、すなわち社会によって妥当化〔承認、通用化〕されていない」（*ibid.*, p. 39）。

『貨幣の将来』第2章では、支払いの最終性の観点から、電子マネーや暗号通貨についても検討されているが、以下では、中央銀行システム（商業銀行と中央銀行のヒエラルキー・システム）の下での手形や小切手による支払いを想定した第1章の説明のみを見ていく。

以上の説明では、貨幣制度は、計算単位の設定、支払手段の発行、支払いの最終性（清算）の3つのルールを体系として捉えられ、これをもって「支払システム」と呼ばれていた。ところが、従来「支払システム」論として知られてきたのは、支払マトリクスを用いて市場経済の取引（支出と受取）およびその結果（正負の残高）を記述するものである。アグリエッタ＝カルトゥリエ論文（Aglietta et Orléan 1998, 第4章）では、この意味の「支払システム」に関して、次の3つのルールが支払システムのルールとして提示されていた——①共通の計算単位、②貨幣創造の原理、③残高決済の原理。信用発行通貨（したがって複数支払手段とそのヒエラルキー）を考察する『貨幣の将来』では、このうち③を支払いの最終性のルールと呼び換えているが、内容は同じである：

「第三のルールとは、真に貨幣制約を構成する残高の決済である。この局面を終了して初めて、社会にとっての価値が創造されたと言える。このときわれわれは支払いが最終的であるという。／日々の支払いが最終的と見なされるには、日末の残高が清算される（apuré）か、認証された債権・債務の形で繰り延べられるかしなければならない。支払いの最終性のみが、交換における等価性の証明、それゆえ社会的に妥当化された諸価値が生み出されたことの証明となる」（Aglietta et Valla 2021, p. 41）。

したがって、「貨幣は、支払システムを通じて、価値の関係的かつ非実体的基礎となる」（*ibid.*）とされる¹³⁾。

（3）支払システムにおける中央銀行の役割

支払システムにおいて貨幣は商品の価値を表現し実現することにより社会的凝集性をもたらすことを知ったうえで、次の問題は、社会的凝集性という目的を追求する中央銀行がそこにどう関与するかである。銀行システムにおいては、市場経済の支払いがリーテイル（小売）支払いとホールセール（卸）支払いに二重化する。リーテイル支払いが現金支払い以外の支払形態（預金や手形）による場合、支払いの最終性はホールセール・レベル（相殺・決済すなわち清算）に持ち越される。かつての民間発券銀行制度の下では、銀行の信用リスクが通貨危機に直結し、その場合、現金支払い以外の方法では支払いの最終性が確保できなくなり、社会的凝集性の確保が困難になる。中央銀行制度の成立は、ホールセール支払いの管理を通じて支払システムのヒエラルキーを創り出すことにより、支払システムの第三のルール（残高決済または支払いの最終性）の遵守に安定性が与えられたことを意味する：

13) 「貨幣は、支払システムを通じて、関係的ではあるが実体的ではない価値の基礎となっている。相殺-決済〔清算〕の手続きの名の下に、通貨空間総体のレベルで同時的な勘定締めが介入することによってのみ、個々の主体は日末に市場期間に獲得された——正または負の——富の大きさ（grandeur）として存在する」（*ibid.*, p. 41-42）。

「支払いが最終的であるためには、銀行間の残高も支払われ〔決済され〕ねばならない。実際には、銀行支払いによって行われる経済諸主体間の取引は、預金勘定の持ち手を変えるものであり、銀行間の債権・債務を生み出す。したがって、支払いが最終的であるためには、全員に受領される単一の最終的流動性形態が、それゆえ社会総体から権限を与えられた通貨機関——その帳簿上で銀行残高が決済される通貨機関——が存在しなければならない。先進的な貨幣経済にあっては、この機関は中央銀行である。支払いの最終性はヒエラルキー化された過程となっており、その上位段階は、中央銀行によって発行され銀行によって保有される流動性の形態——銀行準備と呼ばれる——による銀行間残高の決済である」(ibid., p. 42)。

銀行準備(準備預金)に関する諸操作により支払システムをコントロールするのが中央銀行の金融政策であり、先述のように、その目的は、計算単位の統合性(単一計算単位)を維持することにある。先進経済における金融政策の中心的手段である公開市場操作においては、短期金融市場(marché monétaire)への介入がなされる：

「中央銀行は、支払ヒエラルキーにおける上位的な立場を利用して、短期金融市場への介入によって日々銀行準備の総額を調整することによって、支払システムをコントロールする。だからこそ、中央銀行が流動性を供給する操作に関わる日々の金利は、短期金融市場諸金利の指導金利と見なされる。中央銀行は、支払システムにおけるその中軸的役割を通じて、銀行流動性に現れる緊張〔銀行の準備預金需要圧力〕についての、そして——こうした緊張の背後で——貨幣経済の総体に影響を与えている不均衡の強さについての情報を引き出す」(ibid., p. 43)。

アグリエッタ=ヴァッラは以上のような考察から、支払システムそのものを公共財としてとらえ、中央銀行の役割はこうした公共財の安定的提供を通じて社会的凝集性の目的を追求することにあるとしている：

「公共財としての貨幣の性質についてまとめておこう。支払システムは、言語と全く同様に、人格に帰属するものではない。これは諸ルールの体系である——すなわち計算単位(価値の測定単位)の制度、支払諸手段の発行、支払いの最終性を実現するための諸債務(諸取引によって生み出されるもの)の相殺・決済。支払いが最終的なものである〔完了する〕とき、社会は諸活動の共同の実行に対して判定を下したのである。貨幣が社会を作るのはこのようにしてである」(ibid., p. 44)。

Ⅲ. 資本主義社会における貨幣の適正な在り方とは

(1) 金融市場のモメンタムと支払システムの信頼

ここまでで紹介した『貨幣の将来』の内容からは、貨幣の適正な在り方は、支払システム(貨幣制度)の諸ルールが遵守されている状態であると言える。この状態は計算単位と支払手段を安定的に提供し、社会的凝集性をもたらす。しかし資本主義社会においては、貨幣は価値準備(価値貯蔵)手段としても使用されている。価値準備とは富ないし資産のことであるから、貨幣以外のいわゆる資産もすべてこの機能を果たす¹⁴⁾。『貨幣の将来』では価値準備としての貨幣を特に「流動性(liquidité)」と呼び、支払手段からの派生的機能であることを考慮している：

「中央銀行が発行する債務は満場一致の受領性を有するがゆえに、流動性は絶対的富である。

14) テレは貨幣の価値準備機能を「非貨幣的」機能と呼んでいる(テレ 2021, p. 23)。

貨幣と他の富形態との間には、本性的な——程度ではなく——差異が存在する。実際、流動性の保有は、即時的にかつ資本市場に依存せずに支払手段を入手することを可能にする。逆に、すべての他の富諸形態の保有は、資本諸市場の少なくとも1つにおける、多少とも容易で幸運な販売を必要とする。つまり金融資産の流動性度合いは、資本損失なしに販売される能力に依存している」(ibid., p. 44)。

ここでは、中央銀行債務(預金準備+銀行券)は最終的支払手段であるがゆえに一般的受領性をもつ(その逆ではない)、とされている。

このような流動性の考察を踏まえた上で、アグリエッタ=ヴァッラは流動性に関する経済主体の行動を問題にする：

「流動性に関する行動の問題が根本的に重要である。価値の自然主義的概念においては、いかなる対象もその占有量が増えるにつれてその欲望が逡減する、すなわち逡減する限界効用をもつ。流動性の需要はそのような特性をもたない。というのも流動性とは、誰もが同じ通貨空間内ですべての他人が欲することを公準化するがゆえに、彼(または彼女)が欲するもの、であるからだ。したがって流動性の追求は、競争均衡と両立しない需要の外部性を引き起こす。だからこそ均衡理論家たちは、貨幣の中立性を予め想定しておきたいという論理的欲求をもつ。競争均衡の存在を公準化するには、貨幣を無力化しなければならない」(ibid., p. 45)。

獲得の欲望が飽和しないという流動性の性質からは、「貨幣の両義性」が、さらに「金融の論理」であるモメンタムが帰結する：

「一方で流動性とは、その一般的受領性が社会の成員に対して保護(protection)を作り出す社会の集団的権力である。こう言えるのは、誰もが『どの他人もそれを受領するだろう』と信じる限りにおいてである。流動性は、主権の庇護の下に置かれた支払システムの中で行使される。／他方で流動性は、無限の専有(appropriation)欲望と結びつく。なぜならマネー(argent)の蓄積はパワーであり、パワーの欲望は無際限であるからだ。それゆえ流動性は、私的富の蓄積の目的でもありその支持体でもある。それは、モメンタム(momentum)という金融の論理を呼び起こす。社会的紐帯のこうした相矛盾する2つの顔から、貨幣の両義性が帰結する」(ibid.)。

「モメンタム」とは資産価格の慣性的変動にほかならず、信用システムの下で起きる資産価格バブルや過剰信用等の動態を表す語である。「借金と資産価格上昇の間のモメンタム」(ibid., p. 204)等という言い方をする。アグリエッタ=ヴァッラによれば、これは、金融市場のアクターたちが戦略的相互作用において引き起こす集団的運動の一種であり、「より多く稼ぐにはより多く借金をすればよい」という論理に従う「レバレッジ効果による金融不安定性の元となる集団的運動」(ibid., p. 45)である。

モメンタムは、バブルの形成と崩壊によって知られる金融的循環(金融的景気循環)を引き起こすが、その危機局面において、支払システムの諸ルールが遵守されなくなる恐れがある。よって、貨幣の適正な在り方には、金融危機による支払システムの動揺を避けることも含まれることになる。『貨幣の将来』に従いながら、以下ではまず、支払システムの安定が3つの信頼の安定によって把握されることを説明し、(2)で金融危機による信頼の動揺について説明していきたい。

アグリエッタらが展開した貨幣信頼の3形態(方法的、ヒエラルキー的、倫理的)論については既に知られているが(例えば、宇仁他 2010, 第5章)、『貨幣の将来』では改めて「そもそもなぜ信頼か」がわかり易く説明されており興味深い：

「貨幣においては信頼 (confidence) が本質的に重要である。一般的に信頼は、約束を含むあらゆる関係に関して不確実性を低下させる (そして貨幣は価値と交換についての約束を含意している)。なぜなら信頼は、偶然的収益についての予想を、服すべき義務についての遵守と非遵守との間の選択によって置き換えるからである。もしもある個人が、他人が (自分自身では理解できない) リスクを管理しうる意思決定を行うだろうことを信頼して行動するならば、彼の経済的環境の複雑性は劇的に縮減されうる」 (ibid., p. 46)。

したがって、貨幣の信頼に関与するのは、費用・便益の計算ではなく、「社会システム」(が信じられるかどうか)の問題だとされる。現代社会における貨幣に対応する「社会システム」とは、「ヒエラルキー化された支払システム」であり、これに対応して貨幣信頼は3つの形態に構造化されているという：

「方法的信頼は水平的・ルーティン的である。それは、諸主体間の取引にテンポを与える日常的支払いの中で、確立され再生産される。それは、書かれざる行動ルール——これのおかげで支払いのスムーズな流れ (fluidité) が守られ、それゆえ取引費用が削減される——に依存している。この信頼形態は、流動性のホールセール市場におけるまさしく金融のプロ——ブローカー・ディーラー [卸売買仲介業者] ——による日常的反復の中で醸成される。／ヒエラルキー的信頼は垂直的・一極集中的である。それは、貨幣使用者たちと、支払システムの統合性に責任をもつ公的権力——現代世界にあっては中央銀行——との間に確立される。そこに表出される主権の権力は、最後の貸し手のそれであり、その目的は支払システムの統合性の維持、およびそれを通じた市場経済全体の維持である¹⁵⁾。……／倫理的信頼は〔前二者よりも〕とらえにくい。これは、権限の正統化という目的のうちに主権を含意している。中央銀行は、憲法 (人民の代表者がその保証人) による貨幣の秩序の中で主権委譲を受けている。ヨーロッパでは欧州中銀が国際条約を通じてそれを受けている。ともかく民主主義国家においては、貨幣に関する政策を運営する委員会が社会的厚生のために働くことは、当然の前提とされている。それゆえそれは、党派的利害や裁定権力に囚われないことが本質的に重要である。中央銀行は、市民的権利・義務の総体としての貨幣的秩序の永続性を守らなければならない。そのためには、正統性の2つの秩序 (政治的および貨幣的) が上位的な立憲の秩序に包摂されていなければならない。2つの政治的権力 (政治的統治体すなわち国家と中央銀行) それぞれの能力は、立憲的秩序によって定義される」 (ibid., p. 47)。

貨幣使用者は、安定した一連の信頼をもつとき、自らも支払システムの諸ルールに従って安心して市場経済に参加することができる。上の引用で述べられているのは、一連の信頼の間にはヒエラルキー的関係があるということである。貨幣使用者が方法的信頼 (相互信頼) をもつための条件は、中央銀行の行動に対する貨幣使用者の信頼であるヒエラルキー的信頼であり、そのヒエラルキー的信頼は、中央銀行の行動の正統性に対する貨幣使用者の信頼である倫理的信頼に支えられている。このとき中央銀行の行動は、支払システムへの貨幣使用者の参加を促進することにより社会的凝集性に寄与する一方、その行動自体が公的機関としての中立性という規範に合致していることを要求

15) ヒエラルキー的信頼の重要性はサブプライム金融危機の際に示されたこととされる。「2008年9-10月、世界の金融システムは、諸中央銀行——一時的に国際的最後の貸し手を形成した——の協調介入によって全面的瓦解から救われた。金融危機の絶頂時、世界中の人々が、経済的交換のシステム全体が貨幣によって維持されていることを確認できた。このエピソードはヒエラルキー的信頼を強めた」 (Aglietta et Valla 2021, p. 47)。

される。よって、「貨幣の適正な在り方」の要素には、ヒエラルキー的信頼・倫理的信頼を獲得しようとする中央銀行の行動（能力・意欲）も含まれると言える。また、信頼獲得という意味で中央銀行の行動が成功しているときには、支払システムを通じての安定・公正・成長という目的の実現度合いも高まっていくであろう。以上より、「貨幣の適正な在り方」は、一般的には、公共財としての貨幣の安定性により社会的凝集性が達成されている状態として言い表せるが、ヒエラルキー化した支払システムの下では、貨幣の3信頼の安定性とそれを維持する中央銀行の適正な行動も含むと言える。

(2) 支払システムの危機と信頼

『貨幣の将来』における貨幣信頼論は、信頼の3形態への影響を考えることにより金融危機の類型化をしようとするものである。モメンタム（前述）の概念を中心とする金融的循環および金融危機の説明もなされている（*ibid.*, p. 48-53）が、ここではそれについての紹介は省略し、危機の貨幣信頼への影響に関する考察のみを見ておくこととする。

危機の貨幣信頼への影響を考える上で、まず、支払システムの両極端の危機（構造的機能不全）の概念について理解する必要がある。最終的支払手段の供給者としての中央銀行の行動については既に述べた（II (3)）。中央銀行の行動が、債権者と債務者間の対立関係をうまく調整できないと、支払システムの危機が起きる可能性がある：

「貨幣は、それを上位債務とする債務体系の要をなす。貨幣への信頼は、諸債務のヒエラルキーが保全されることを含意している。そこで、最終的債務の発行者〔中央銀行〕は、債権者-債務者間の潜在的対抗関係を抑制すべく、他の諸債務に対して決済制約を課さなければならない。／諸債務の体系がきちんとヒエラルキー化されていないと、危機の兆候が現れてくる。というのも、その場合、諸債務の正統的繰り延べとそれらの最終的決済が保障されなくなったと見なされるからである。このことは、債権者-債務者間の潜在的な利害対立——公然とした対抗関係にも転化しうる——を喚び起こす」（*ibid.*, p. 53）。

債権者と債務者の対立（潜在的対抗関係）が対抗関係に発展する2つのケース、すなわち①債務者に対する過剰な制約のケース、②債務者に対する過剰な保護のケースが区別される。①は「債務者が債権者からの返済・費用に関する過剰な制約に服する」（*ibid.*, p. 53-54）ものであり、支払システムの分裂化（fractionnement）の危機につながる。「債務の決済が麻痺するほどに貨幣の稀少性が強まり、倒産の連鎖と資産価格の暴落が引き起こされる。流動性選好は、貨幣不足を強めることによって、この状況を悪化させる」（*ibid.*, p. 54）。こうして、「分裂化」という支払システムの構造的機能不全は、デフレ危機の原因となる。②は「債務者の資金調達に、自動的な通貨創造を伴う債務更新によって確保される」ものであり、この状況は「債務の質いかんに関係なく事実上債務者を決済制約から免れさせ」「債権者から彼らの資本に関する権利を奪う」ので、債務者の「不当な保護」（*ibid.*）だとされる。このケースは、支払システムの極端な集権化（centralisation）¹⁶⁾の危機につながる。「諸債務の質の評価が混乱させられ、過剰な通貨発行によって、時間を通じた計算単

16) ヒエラルキー的（階層的）システムは、統一的システムと分裂化システムの2契機を含んでおり、このうち統一的システムとは「中央機関が排他的かつ直接に金融を保証する通貨機構」（Aglietta et Orléan 1984, 邦訳 p. 77）のことであり、「集権化」を含意している。元々「集権化」を含んでいる支払システムにおいて、「分裂化」が排除され、専ら集権化が支配的になっている状態が「極端な集権化」である。

位の統合性がもはや保護されなくなる。その結果、流動性への信頼が瓦解し、資産の保全と移転が阻害される」(ibid.)。こうして、「極端な集権化」という支払システムの構造的機能不全¹⁷⁾は、インフレ危機の原因となる。インフレ危機が悪化したものである「ハイパーインフレは、公式の通貨システムの外で、代替的な流動性形態の探索における戦略的相互依存を喚び起こす」(ibid.)。この通貨危機を解決するには、「倫理的信頼それゆえ貨幣の正統性を回復させるための、通貨改革（政治レジームの変更、さらには主権原理の再建を含意）」(ibid.)が必要となる。

最後に、金融市場の動態（モメンタム）が支払システムの信頼の状態に与える影響についての『貨幣の将来』における説明 (ibid., p. 55-57) を見ておきたい。まず、支払システムの社会的役割について再確認しておくことが重要である。支払システムは「3つのルール（計算単位による評価、債務の流通、決済による支払いの最終性）に従って機能する価値の操作者」であり、支払システムの信頼を再生産するのは「諸取引の社会的妥当化に関する諸ルールの効力および堅牢性」(ibid., p. 55) である。「社会に広がっている緊張と機能不全」が支払システムに反映して「繰延べ債務の支払可能性に関する不安が生み出され」、その「不安が伝播して全般的信頼危機に至る可能性がシステムリスクである」(ibid.)。

金融市場の動態は、種々の局面で信頼に対して異なる影響を与える¹⁸⁾。まず貨幣フロー（受取・支出）の変動が小さい局面ではどうか：

「方法的信頼は日常的実践 (pratique) に依拠して」おり、「ルーティンや計算的予測 (calcul) によって再生産される。受取と支出の貨幣フローの変動が予見可能な範囲であればこの信頼は安定している。変動の大きさと連鎖が過去の経験の範囲に収まっているのが条件である。これは最初の防衛ライン」であり、「主権的な通貨制度の正統性を問い直さない限定的な富の移転を引き起こす資産価格の変動であれば吸収される」(ibid., p. 55-56)。

次に貨幣フローの変動が大きくなってくると、方法的信頼が低下し戦略的相互作用が始まる。支払システムの危機が起き、中央銀行等通貨当局の働きが要求される局面では、支払システムの信頼に関してヒエラルキー的信頼が前面に出てくる：

「大規模ショックや連続的攪乱が起こり自己強化されてモメンタムの過程に転化する場合、諸債務の品質〔安全／危険〕を分析するのに用いられる指標〔repère (ベンチマーク)〕が無効になる。その結果は、債務が流通することと、債務が決済される能力をもつこととの混同である。指標の再確立のために、最終的流動性の発行機関による政策行動が要請されるのだが、そうした政策が実行されないとき混同が生じる。戦略的相互作用が始まり、ついには流動性追求への集中が起きる。これによりモメンタムが逆転しパニックが促進され、危機が勃発するに至る。このとき重要なことは、債権者たちが通貨当局〔貨幣的権威〕の債務以外の形態では債務保有を受け入れなくなった場合に、通貨当局が、金融システムの麻痺を回避すべく自己の債務への強迫的需要を管理できるということである。このとき、ヒエラルキー的信頼の要をなす最

17) 現在この問題が重要になっているとされる。「21世紀の第1四半世紀の間に、先進諸国の中央銀行は、極端に多量の中央流動性をばらまき、すべての期間にわたる債券の収益に重大な影響を及ぼしている」(Aglietta et Valla 2021, p. 55)。

18) 「支払システムの善き使用を引き受ける正統的権威には二重の関心事がある。一方で計算単位の統合性を保持すること、これは通貨の安定性である。他方で支払の良好な完了を維持すること、これは金融の安定性である。この2つの目的のためには、貨幣使用者の信頼を維持することが本質的に重要である」(ibid., p. 46)。

後の貸し手がアクティブ状態に移行する」(ibid., p. 55-56)。

金融危機が起き、中央銀行が国家とともに危機解決のための介入を行うとき、倫理的信頼の問題が重要となってくる：

「ヒエラルキー的信頼は、貨幣諸ルールを保持または変更する権限をもつ権威〔通貨当局〕に関係している。この権威が、貨幣流通のための通常の流動性需要に比べて異常な需要を前にするとき、一連の不安が立ち上ってくる。『債務の一部が外国通貨建てで発行されているが、当局は需要を満たす手段をもっているのか。』『当局は原因を理解しているのか。』『当局は政治的意志をもっているのか。』これ〔政治的意志〕は債権者と債務者の政治的影響力に、あるいは国家の利害に左右される。公債が存在し危機進行とともに急増する場合、国家は自己宛債務の貨幣化に頼る傾向がある。最近では、国家は、その債権者を不安にするくらいの規模で貨幣化に頼ってきた。以上の諸々の問いが永続し増幅する場合、とりわけ国家が恣意的ないし党派のと見られる政策行動を推し進めるべくその上位的地位を利用する場合、ヒエラルキー的信頼が掘り崩される。／だから政治権力は、異議申し立てされない主権原理を、すなわち集团的諸価値……の表象を後ろ盾にしなければならない。政策がこうした表象に適合していることが、政策に正統性を授け、それゆえ倫理的信頼——これがないとヒエラルキー的信頼が今度は危機に陥る——を維持する」(ibid., p. 56-57)。

倫理的信頼が動揺するとき、最終的に貨幣使用者たちが貨幣制度そのものを忌避する行動をとるようになる(通貨危機)：

「倫理的信頼が揺らぐとき、公式の通貨が正統的ではなくなってくる。貨幣使用者たちは、既定の最終的流動性に不信を抱き、自己の財産を保護しうる他の富支持体を熱心に探し求める。この危険な探索が危機を絶頂へと導く。もはやプロジェクト取行の機会も、そのための時間もなくなる。重要とされるのは、現有財産の保護を即時的に熱心に追求することだけになる。こういうわけで、公式通貨そのものが拒否されるクリティカル・モーメントにおいては、ミメティズム〔模倣主義的行動〕が極端な通貨危機の一般的過程となる」(ibid., p. 57)。

表1：モメンタムと支払システムの信頼

①モメンタムによる貨幣フロー(受取・支出)の変動が小さい局面……予見可能な変動であれば方法的信頼が安定。
②モメンタムによる貨幣フローが大きくなる局面……債務の質を分析するための指標(ベンチマーク)が無効化⇒「繰延べ債務」の支払可能性に関する不安が発生⇒指標再確立の要請。
③指標不在⇒戦略的相互作用⇒危機へ……指標再確立の失敗⇒「債務が流通すること、債務が決済される能力をもつこととの混同」⇒方法的信頼が低下；戦略的相互作用の開始⇒流動性追求への集中⇒モメンタムの逆転⇒支払システムの危機。
④通貨当局の働きが要求される局面……債権者が通貨当局の債務以外の債務を受け入れなくなる⇒最後の貸し手の発動；ヒエラルキー的信頼の前面化。
⑤中央銀行が国家とともに介入を行う局面……通常の流動性需要に比べ異常な需要⇒当局の能力・意志に対する不安の台頭⇒国家が「自己宛債務の貨幣化」に依拠；「国家が恣意的党派のと見られる政策行動を推進するためにその上位的地位を利用する場合、ヒエラルキー的信頼が掘り崩される」⇒倫理的信頼の前面化(集团的諸価値の表象を後ろ盾にした正統化が必要となる)。
⑥貨幣使用者が貨幣制度を忌避する局面……倫理的信頼の動揺⇒公式通貨が正統的ではなくなる⇒既存の最終的流動性への不安；財産保護に役立つ他の富媒体を探索(ミメティズムの一般化)⇒危機の絶頂(市場経済の麻痺)。

出所：Aglietta et Valla 2021, chap. 1を参考に筆者作成。

3つの貨幣信頼の概念はややもすれば静態的な概念であり、信認の諸側面を整理しただけのように見えがちであるが、以上のように、『貨幣の将来』では、金融市場の動態を反映した支払システムの諸局面として示されている（表1によるまとめを参照）。

IV. 結論

本稿では、アグリエッタ＝ヴァッラ『貨幣の将来』（Aglietta et Valla 2021）第1章の議論を中心に、「貨幣の適正な在り方」を考えるための材料を摂取しようとした。I～IIIで明らかになったことを要約して、結論としたい。

I) アグリエッタ＝ヴァッラは、貨幣の「機能」ではなく貨幣の「目的」「使用」を語り、また政治主権に従属した組織化（支払システム、中央銀行）を研究対象とする点において、コモنزの「取引とゴーイングコンサーンの経済学」ないし「意志的」「目的的」経済学（Commons 1927-29, 1934）と同じ志向性を有している。この点で、『貨幣の将来』の議論を貨幣の「適正な」在り方考える材料に用いることは適切であろう。

II) 計算単位と一般的支払手段（および支払いのヒエラルキー）は「社会的凝集性」をもたらす社会的手段であり、これらを継続的に提供する（貨幣の再生産）ための組織化（ゴーイングコンサート）が貨幣制度である。貨幣制度とは、支払システムの諸ルール（統合的な計算単位、支払手段の発行、残高決済ないし最終的支払い）とその遵守を保障するための諸機関（中央銀行、清算システム）である。『貨幣の将来』ではこれら全体を「公共財」と呼んでいる。「貨幣の適正な在り方」の1つの基準を、こうした公共財が安定的に提供されている状態として考えることは可能であろう。

III) 資本主義社会における貨幣の現実には、計算単位・支払手段であるだけでなく価値準備（富）でもあるというものである。価値準備としての貨幣すなわち流動性は「貨幣の両義性」（保護と無限の専有）をもたらし、これを基に、金融市場のモメンタムさらには金融的循環が生み出される。現代における「貨幣の適正な在り方」には、こうした金融市場の動態の影響によるリスクから支払システムを守ることも含まれる。そのために通貨当局（中央銀行、国家）の介入が求められるが、それが成功するのは、支払システムの諸ルールの遵守に関する信頼が安定する場合だけである。3つの信頼（方法的、ヒエラルキー的、倫理的）の安定、すなわち社会システムとしての支払システムの安定ということが「貨幣の適正な在り方」に含まれるだろう。また現実にはこの構図の中で、社会の多次的な3つの目的（保障・公正・成長）が、その都度の3者間の政治的な裁定を伴いながら追求されていくことになる¹⁹⁾。その絶えざる調整のプロセスがそれ自体「社会的凝集性」の達成なのであり、本来「貨幣の適正な在り方」はこの次元で歴史的・経験的に議論すべきものである。本稿では「貨幣の適正な在り方」の基準を提示するにとどまった。本格的な究明は今後の課題である。

19) 社会の諸目的が多次的であるということは、それらが互いに独立した価値の追求であり、絶対的・永続的に相反し合うものではないこと、追求すべきは相互の調整と調和であることを意味する。この点に関して示唆的な議論として、利益の原理と正義の原理との間に同様の関係を見いだそうとするワルラスの社会経済学を挙げておきたい。「さらに、社会的公正を公的な富と対立させたり、私的な道徳性を個人の幸福と対立させたりすることも、問題外です。われわれはただ、道徳的秩序と経済的秩序が互いに独立していることを確言したいだけです」(Walras 1936, 邦訳 p. 37)。「それ〔共産主義と個人主義の調整〕は疑いなく利益と正義の調整であるでしょう」(ibid., p. 40)。

参考文献

- Aglietta, M. (avec) Ahmed, P.O, Ponsot, J.-F. 2016. *La Monnaie entre dettes et souveraineté*, Odile Jacob.
- Aglietta, M. et Orléan, A. 1984. *La violence de la monnaie*. PUF, 2^e éd. (井上泰夫・斎藤日出治訳『貨幣の暴力』法政大学出版局, 1991年)
- Aglietta, M. et Orléan, A. 1998. *La monnaie souveraine*. Odile Jacob. (坂口明義監訳, 中野佳裕・中原隆幸訳『貨幣主権論』藤原書店, 2013年)
- Aglietta, M. et Orléan, A. 2002. *La monnaie entre violence et confiance*. Odile Jacob.
- Aglietta, M. et Valla, N. 2021. *Le futur de la monnaie*. Odile Jacob.
- Commons, J. R. 1927-29. *Reasonable Value : A Theory of Volitional Economics*, Manuscript (Collection of the National Agricultural Library. NAL call number : HB501 C66 1927, Identifier : CAT10844889001 and CAT 10844889002).
- Commons, J. R. 1934. *Institutional Economics : Its Place in Political Economy*, New York, Macmillan. (『制度経済学——政治経済学におけるその位置』ナカニシヤ出版, 上巻〔中原隆幸訳〕2015年, 中巻〔宇仁宏幸・坂口明義・高橋真悟・北川亘太訳〕2019年, 下巻〔宇仁宏幸・北川亘太訳〕2019年)
- 春日淳一 2003. 『貨幣論のルーマン』勁草書房。
- 宮本光晴 1991. 『企業と組織の経済学』新世社。
- 坂口明義 2001. 『現代貨幣論の構造』多賀出版。
- 坂口明義 2003. 「貨幣・模倣・信認——M.アグリエッタ/A.オルレアン著『貨幣：暴力と信頼の間』の基本概念について——」, 『東北学院大学論集経済学』第151・152合併号, 2003年3月。
- 坂口明義 2020. 「J.R.コモنزの貨幣制度説とその射程——B.テレのコモンズ解釈を中心に——」, 『社会科学年報』(専修大学) 第54号, 2020年3月。
- 坂口明義 2022. 「貨幣の再生産と貨幣社会の再生産——テレ貨幣論の構造——」, 『社会科学年報』(専修大学) 第56号, 2022年3月。
- 柴田徳太郎 2021. 『J.R.コモنزの制度的経済学』日本経済評論社。
- 島倉原 2022. 『MMT 講義ノート——貨幣の起源, 主権国家の原点とは何か——』白水社。
- テレ, ブリュノー 2021. 『社会的事実としての貨幣——その統一理論と多様な現実 ネオ・レギュレーション・アプローチ——』晃洋書房, 坂口明義監訳, 中原隆幸・須田文明・北川亘太訳。
- 宇仁宏幸 2022. 「J.R. コモンズの適正価格論と適正価値論」, 『季刊経済理論』第59巻第3号, 2022年10月。
- 宇仁宏幸・坂口明義・遠山弘徳・鍋島直樹 2010. 『入門社会経済学〔第2版〕——資本主義を理解する——』ナカニシヤ出版。
- Walras, L. 1936. *Études d'économie sociale (Théorie de la répartition de la richesse sociale)*, Lausanne : F.Rouge. Paris : F.Pichon. (御崎加代子・山下博訳『社会経済学研究』日本経済評論社, 2023年)
- 山本泰三 2022. 「負債, 主権, そして貨幣——グレーバーとアグリエッタ=オルレアンら——」, 『大阪産業大学経済論集』第23巻第2号, 2022年3月。